

3月1日(火)から

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

介護保険制度の改正により、これまで介護予防給付で行われていたサービスの一部を、市の事業である地域支援事業へ移行し、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を実施します。

新しい総合事業とは？

従来の地域支援事業の介護予防事業が、新しい総合事業として再編。これまでの介護予防給付として行われてきた「訪問介護」と「通所介護」が「介護予防・生活支援サービス事業」に移行され、市町村ごとの独自の事業となります。

これにより、訪問介護と通所介護のほかに、NPO法人や企業、市民、ボランティアなどによる多様なサービスが提供できるようになります。

旭市では何が変わる？

要支援1・2の人が利用する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護の2つのサービスを全国一律の基準に基づくサービスから、市が実施する新しい総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。ただし利用者のニーズに合わせた、多様な生活支援サービスについては、今後の実施に向けて検討・準備を行っていきます。

なお現在、要支援の認定を受けサービスを利用している人は、3月以降も同様のサービスを利用することができます。また要

介護の認定を受けている人は、サービスの変更はありません。

新しい総合事業で行われる事業

「介護予防・生活支援サービス事業」

対象／●要支援1・2の人
●介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)

※事業対象者とは、基本チェックリスト(65歳以上の人を対象に、日常生活で必要となる機能の低下の有無を確認するもの)に該当した人

利用できる主なサービス／●介護予防ケアマネジメント ●訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

「一般介護予防事業」

地域の介護予防活動に取り組むきっかけを提供する事業です。対象／65歳以上の全ての人

総合事業Q&A

Q 新しい総合事業を利用するにはどんな手続きが必要ですか？

A 新規でサービスを利用する場合、①要介護(要支援)認定申請②基本チェックリストの実施申請のいずれかが

必要です。高齢者福祉課または地域包括支援センターに相談してください。

Q 事業対象者はどのようにサービスを利用するのですか？

A 地域包括支援センター(一部居宅介護支援事業所)の担当者やケアマネジャーとの相談を経て、本人の意向、心身

の状態や生活状況に合ったケアプランを作成して、サービスを利用することになります。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

旭市地域包括支援センター

(高齢者福祉課高齢者班内)

☎ 62・5433

☎ 62・5308

